

業 務 委 託 仕 様 書

1 委託業務名

令和6年度 北九州市放課後児童クラブにおける長期休暇期間中の昼食提供支援業務

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日

3 業務概要

長期休暇期間中に北九州市放課後児童クラブ（以下、「クラブ」という。）を利用する児童の保護者負担の軽減を目的とし、①昼食提供が可能な事業者の開拓 ②クレジットカード及びバーコード決済が可能なアプリへの事業者登録支援 ③アプリ使用料の支払い ④注文状況一覧表の作成及び対象クラブへの一覧表の提供 ⑤利用者のためのコールセンター開設及び運営 ⑥利用促進のためのチラシ作成 ⑦委託期間中、利用者、クラブ及び昼食提供事業者へのアンケートの実施及び集計 を行う。

4 業務内容

①昼食提供が可能な事業者の開拓

昼食提供業者は、以下の条件を満たす事業者とすること。（1）クラブの昼食時間までに配達が可能 （2）大量注文や少量注文に対応可能 （3）子ども向けの昼食提供が可能 （4）配達エリアが最低3カ所のクラブを対象 （5）前日までの注文キャンセルが可能

②クレジットカード及びバーコード決済が可能なアプリへの事業者登録支援

利用が促進されることを目的に、業者間でアプリ内画像や宣伝の仕方に差がでないよう調整し、事業者のアプリへの登録を支援すること。

③アプリ使用料の支払い

利用者が注文し、決済の度に発生する決済手数料などアプリ使用料をアプリ管理会社に支払うこと。

④注文状況一覧表の作成及び対象クラブへの一覧表の提供

配達日の前日の15時までに注文情報の一覧表（児童名・注文の弁当名・提供事業者名）を作成し、対象クラブへ情報提供すること。また、委託者とも情報共有すること。なお、情報提供の際には、対象クラブ以外の注文情報が入らないよう注意すること。

⑤利用者のためのコールセンター開設及び運営

コールセンターを開設し、利用者からの問い合わせ及び苦情に対応すること。

⑥利用促進のためのチラシ作成

利用促進のためのチラシを作成し、利用者及びクラブへ情報提供すること。

⑦委託期間中に利用者、クラブ及び昼食提供事業者へのアンケートの実施及び集計

利用者、クラブ及び昼食提供事業者へアンケートを実施し、結果を集計した資料を作成すること。なお、アンケートの内容については、事前に委託者と協議すること。

5 利用対象者

北九州市放課後児童クラブに登録している児童の保護者。

6 費用負担

- (1) 昼食製造及び配送に係る費用：昼食提供事業者が負担
- (2) 昼食料金：利用者が負担
- (3) 昼食提供事業者の開拓、アプリへの登録支援、アプリを使用しての注文決済時に発生するアプリ使用料、注文状況一覧表の作成、コールセンター開設及び運営、アンケートの実施及び集計：本業務の受託事業者

7 対象のクラブ

別紙「長期休暇期間中の昼食提供支援実施クラブ一覧」のとおり

8 昼食提供実施日

- (1) 令和6年度夏季休暇期間（10日間）
7月19日（金）、23日（火）、25日（木）、31日（水）、8月2日（金）、
8月8日（木）、9日（金）、19日（月）、22日（木）、26日（月）
- (2) 令和6年度冬季休暇期間（3日間）
12月23日（月）、25日（水）、1月8日（水）
- (3) 令和6年度春季休暇期間（3日間）
3月24日（月）、26日（水）、28日（金）

以上、合計16日間の実施とすること。

9 その他

- (1) 受託者は、常に委託者と連携を図り、業務を遂行するよう努めること。
- (2) 受託者は、本業務により知りえた情報を外部に漏洩しないこと。
- (3) キャンセル受付時間外のキャンセルのために発生する昼食料金は、利用者が負担するものとする。
- (4) 履行期間終了後、速やかに実績報告書等必要な書類を提出すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。